

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		令和7年 8月 5日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府京都市東山区今熊野北日吉町35		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 学校法人京都女子学園 理事長 芝原 玄記			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	243 台	93 台	70 台	266 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	台	台	台	台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	673.5	キログラム	539.2	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器		キログラム		キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	設備管理業者に依頼し、第一種特定製品の状況把握と管理、簡易点検（3カ月毎）・定期点検（3年毎）を計画的におこなっている。			
	廃棄時	設備改修業者に依頼し、指定業者により適切に廃棄処理する体制を取っている。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	フロン使用機器に対して、3カ月毎に設備管理業者にて簡易点検を実施している。漏れが分った時点で使用を停止し、直ぐに調査修理を実施している。			
	廃棄時	設備改修業者に依頼し、指定業者により適切に廃棄処理する体制を取っている。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	設備改修や校舎建替え時に、最新の機器に順次更新している。				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。
 2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。